

三木文雄資料の利用に関する取り扱い方針

古代出雲歴史博物館

島根県教育委員会が三木文雄氏のご遺族より寄贈を受けた資料の利用については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 利用の範囲

- 1) 三木文雄氏が撮影した写真（フィルム・プリント等）
- 2) 三木文雄氏が採拓した拓本等

2. 利用の制限

本資料の利用は、次に掲げる場合は許可できない。

- 1) 利用目的が公序良俗に反するなど、島根県の歴史文化の普及啓発にとって好ましくない用途と認められる場合。
- 2) 利用目的が専ら営利を目的とするもので、島根県の歴史文化の普及啓発にとって許可することが不相当と認められる場合。
- 3) 資料の汚損、紛失など、資料の適切な保管、活用に支障が生じる恐れがある場合。
- 4) その他、資料の利用を許可することが適当でないと認められる場合。

3. 閲覧利用の方法および申請手順

- 1) 利用者は、古代出雲歴史博物館（以下、当館）ホームページに掲載する、三木資料一覧表により必要な資料情報を検索し、閲覧申請書をもって資料の閲覧を請求する。
- 2) 利用者は、閲覧の承諾を得た範囲内において、当館内で閲覧することができる。なお資料保護の観点から、拓本の閲覧は複写資料（コピー）を原則とする。
- 3) 利用者は、閲覧に際し目的の範囲内においてメモ写真等の記録を採ることができる。
- 4) 資料の貸出は認めない。ただし、公的機関等から学術の振興または文化の普及のため、貸出申請があった場合はこの限りではない。

4. 論文・印刷物・映像等への利用および申請手順

- 1) 利用者は、当館ホームページに掲載する、三木資料一覧表により必要な資料情報を検索し、掲載申請書をもって資料の利用を請求する。
- 2) 利用者は、利用の承諾を得た範囲において、資料を論文・印刷物・映像等に利用することができる。

- 3) 利用に際しては、「島根県立古代出雲歴史博物館所蔵・三木文雄資料」と明記しなければならない。
- 4) 利用者は、資料の利用にあたって生ずる肖像権等の各種権利について、適切に処理しなければならない。また、資料の利用により生じた不利益等については、当館は一切関知しない。

5. その他

- 1) 各申請書の様式は別紙のとおり定める。
- 2) 本方針に定めのない事項については、館長が決定する。

令和元年7月9日